

# 長与町農業委員会議事録

令和 7 年 1 月 25 日

長与町農業委員会



# 令和7年11月農業委員会総会

1. 日時 令和7年11月25日（火） 9時30分から12時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 坂本 謙二	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
	12番 山中 庄八郎		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

5. 農業委員会委員 欠席（1名） 9番 山口 和幸

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	5番 坂本 謙二	7番 坂口 吉晴
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について		
第4	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第5	第4号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		
第6	第1号報告 農地転用専決処分について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中11人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。

本日の欠席者は、山口 和幸 委員です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年11月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定により、議事録署名委員を2名、指名いたします。

5番 坂本 謙二 委員、

7番 坂口 吉晴 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請が1件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件

第4号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が7件

報告事項は

農地転用専決処分の報告が3件

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

現況写真となっています。

1件目です。

整理番号 16

申請地 長与町三根郷（地番）

地目 田 面積 2,004m<sup>2</sup>です。農地区分は、農用地区域内です。

申請者は、

賃貸人が、長与町平木場郷（地番） （氏名）

賃借人が、長与町三根郷 （地番） （氏名）

申請目的は、10年間の賃貸借権の設定です。  
年間の借賃は米〇〇kgで、10aあたりは米〇〇kgとなります。  
備考欄に記載のとおり、申請地は以前から、賃貸人と第三者との間で貸借契約が結ばれ、  
水稻を栽培していましたが、当該契約が終了する事に伴い、賃借人が引き継いで耕作を行う  
ものです。  
耕作地は、10,118 m<sup>2</sup>、労働力は1人です。市街化調整区域となります。  
土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。  
図面の右下側に（施設）がございます。（施設）の北西側に位置した、赤色で表示してある  
場所が、申請地です。  
なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。  
以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いしま  
す。 田中 光夫 推進委員

推進委員 11月17日の11時から、会長、崎山職務代理、坂口委員、事務局2名と私の6名で現地を  
確認しました。現地は図面で見ると、いびつな格好をしていますが、区画整理はちゃんとし  
て、整備された土地となっております。そして、借賃が米〇〇kgという事で、結構な値段か  
と思われますが、米価については変動があるので何とも言えない所です。  
10年間貸借されることで、土地の状態も良好に維持されるので良かったと思います。以上  
です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 田中委員の説明のとおりだと思います。賃借人は兼業農家ではありますが、農業用機材を  
多く保有していて、他の農地も適切に耕作をしておられるので問題ないと思います。以上で  
す。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。  
続いて、第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請」についての審議に入ります。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、説明いたします。  
第2号議案の1ページをお開きください。  
資料につきましてはNo.2をご参照ください。  
1枚目が現況写真、2枚目が平面図、3枚目が立面図、4枚目が造成計画平面図、縦横断図  
となっています。  
整理番号 2  
申請地 長与町斎藤郷（地番）  
地目 畑、面積 157.93 m<sup>2</sup>  
農地区分は、農用地区域外です。  
申請者は、長崎市（地番） （氏名）  
申請目的は、住宅建築  
施設の概要は、木造スレート葺2階建 建築面積38.92 m<sup>2</sup>です。  
備考欄に記載のとおり、申請者は本家の農業を手伝い、自身も兼業農家として生活するため、申請地に自身の住宅を建築します。  
最大80cmの盛土を行い、雨水排水は前面道路の側溝に放流し、生活雑排水は同じく前面  
道路にある下水道に接続します。  
区域区分は、市街化調整区域です。  
立地基準は、第2種農地  
一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと  
判断しております。  
土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。  
図面の左下に（施設）がございます。（施設）の北東側に位置した、赤色で表示してある場  
所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただけれ  
ばと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いしま  
す。 谷口 勝久 推進委員

推進委員 7番	11月17日に水谷会長、崎山職務代理、坂本委員、事務局職員2名、行政書士と私の7名で現地を確認しました。申請者の畠であったところに家を建てるそうです。雨水排水、下水も何の問題ないと思います。以上です。
議長	続きまして、担当農業委員さんお願いします。5番 坂本 謙二 農業委員
5番	谷口推進委員の説明のとおりでございます。この農地は3年前に農地改良をして、かさ上げをしたところでございます。そこに新しい家を建てるという計画で、雨水排水に関しては特に問題ないと思います。それと、申請者は、本家の農業を手伝うという事ですが、地区の農地調査を行っている立場からですね、申請者の本家の農地は、大抵が「低利用」とか「区分A」の土地であったんですが、これが少しでも解消できれば良いかなと思います。特に問題ないと思います。以上です。
議長	説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。 説明のとおり、農地法第4条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、進達することに決定いたします。 続いて、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請」についての審議に入ります。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。 第3号議案の1ページをお開きください。 資料につきましてはNo.3をご参照ください。 1枚目が現況写真、2枚目が配置図、3枚目が立面図、4枚目が敷地横断図、5枚目が敷地縦断図となっています。 整理番号 4 申請地 長与町岡郷（地番）

地目 原野、面積 627 m<sup>2</sup>

農地区分は、農用地区域外です。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町まなび野2丁目（地番） （氏名）

転用目的ですが、住宅兼事業所（木造平屋建・生徒用駐車場8台分）を予定しております。

備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地を購入し、自宅を建築します。また、自宅でレザークラフト（革細工）教室を開講予定であり、生徒用の駐車場も併せて整備します。

碎石舗装のみで切土・盛土は行いません。雨水及び周辺の水田からの水は、敷地周囲に新設する側溝を通して道路向かいの水田まで流すようにし、生活雑排水は前面道路にある下水道に接続します。

区域区分は、都市計画区域外となります。

立地基準は、第2種農地

一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左側に（施設）がございます。（施設）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員  
8番

すみませんが、説明の前に一つ質問をします。この件について、隣地の田を所有している方たちに説明は行っているのでしょうか。

事務局

はい、同意は取れないと聞いております。

推進委員  
8番

わかりました。田越の水。要するに、隣は田で、道路の下も田で、この水が下の田に流れているという兼ね合いがあつて質問をさせてもらいました。

それでは説明します。11月17日午前9時30分より、会長、崎山職務代理、山口委員、事務局2名と私、それと行政書士の方と確認をしました。

正直これは、本当にどうなのかと思う部分がかなりあると思うんですが、その辺、会長もかなり厳しく言われていたんですけども、結局、田んぼの水というのは、ものすごく大事なもので、その辺をちゃんとしてもらわないと、これは許可できないかも知れないと私は思い

ました。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番 今、尾崎委員から説明があったように、11月17日に現地確認をしました。現地は水田を埋め立ててある農地なんですが、周りには田が沢山ありました。それで会長が水路のことを厳しく話をされていて、私も田んぼの水管理というのは、ものすごく大変だというのを理解しておりますので、今回、田越の水が周辺の水田にちゃんと流れしていくように整備をするものだと思いましたので、私は、それで良いのではないかと思いました。以上です。

議長 ありがとうございました。この件の立会いに私も参加しましたが、田越の水、それから排水、それから場内の水の流れを図面に示すように行政書士に指示をしました。

資料のNo.3の2ページに水路図を示してあります。この左側がまず水田の水ですね。これを埋め立てているために、水路がドレンで排水をしている形になっているので、水の流れをどう整備するのか、水路図を作るよう指示をしています。

これを見ますと、田越の水については、水路を作つて道路側に流すという形になっていますが、水路については、できるだけ開渠でやるようにと要請をしています。それを踏まえて、水路図もできていますので、最終的に、上からの田越の水は開渠で行き、右側の水の流れをドレンするのか開渠するのかを最終的な確認を取りたいと思いますが、一応指示どおりという形でおりますので、水の問題は、ちゃんと意識して開発すると認識しています。

あと、議案の3ページを見てください。こちらと水路図と併せて見てもらって良いでしょうか。○○さんの田が（地番）です。そして上からの水が降りてくるのが（地番）で野菜を植えています。その上の（地番）でその上、左側も田が広がっています。その分を図面に沿つて水を流しますという事になっています。

要するに平場などに、申請地が埋め立てをしたので、隣の○○さんの田が袋小路になったと。○○さんは道路下にも田を持っているので、ポンプを使って上から水を引っ張っていますから、今後は、新しい水路で横断の水路のところまで持ってくるという事で、私の方は指示をしております。図面上はそういう話になっています。そういう事で理解いただければと思います。

他にご意見・質問はありませんか。12番 山中 庄八郎 委員

12番 こここの農地は、近隣の了解をとっているんですか

事務局 はい、了解は取つてあります。

議長 はい、尾崎 明光 推進委員

推進委員 2番 具体的には、どこまで取っているんですか？道路下の田の所有者にもとっているのですか。

事務局 以前に申請を出されたときの土地家屋調査士に確認をしていまして、申請地に隣接している土地の所有者である、〇〇さん、〇〇さんと〇〇さんには確認をとったという事です。尾崎委員がご指摘のあった道下の田までは、確認がとれておりませんので、そこを改めて確認をしたいと思います。

議長 状況からいうと、上の水が問題なく下の水路に行けば、道路下の田の所有者への了解は要らないんじゃないかなという感じはします。ただし、上が塞いでしまうと非常に問題があると感じます。ただ、道路の下に暗渠がありますね。これ大きい既設の暗渠ですので多分この道路を作った時のものでしょうが、この問題については、上の水がきれいに下に流れると田越の水は問題ないというのが私の認識です。

他にありませんか。 田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 革細工教室をするととの事ですが、革細工に使う薬品で影響が出ることはありますか。

事務局 革細工で使う薬品については確認をしていませんが、もし薬品を水路に排出するようなことがあれば、そこはちゃんと指導したいと思います。

議長 道具を洗って流すという事であれば、下水に流れていくので、雨水等とは分離できますので田には流れません。他にありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に

挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えており、進達することに決定いたします。  
続いて、第4号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」についての審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第4号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、説明いたします。

第4号議案の1ページをお開きください。

1件目です。

整理番号 17

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 岡郷 (地番)

地目 畑、面積 1,352 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は賃貸借です。年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。

具体的な作物名は みかんです。

期間は、令和8年2月10日から令和16年2月9日までの8年間です。

平成18年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の上側に(施設)がございます。(施設)の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員  
8番

11月17日に現地確認を行いました。この件は貸借の切り替えという事で、それは問題ないと思うんですが、少し手入れ不足が目立ったので、もう少し手入れをしていただきたいと思いました。しかしながら、そのままにしておくと、すぐに山林化してしまうので、そうならないだけでも仕方がないのかなと思いました。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番

はい、現地は枯れ木が何本かありましたが、みかんもちゃんとできていました。（貸借人）  
もご高齢ですが、荒廃地にならないためにも頑張って欲しいと思いました。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

（挙手を確認 議長に報告）

議長

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。  
続いて、2件目と3件目の説明をお願いします。

事務局

2件目と3件目は、関連しますのでまとめて説明いたします。3ページをご覧ください。

整理番号 18

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

（氏名） 長与町岡郷（地番）

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

（氏名） 千葉県市原市（地番）

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷（地番）

地目 畑、 面積 282 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 花（菊）です。

期間は、令和8年2月10日から令和13年2月9日までの5年間です。

平成22年から借り入れており、今回4回目の更新となります。

続きまして、3件目です。4ページをご覧ください。

整理番号 19

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

（氏名） 長与町岡郷（地番）

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 千葉県市原市（地番）  
権利対象の土地は、  
所在 斎藤郷（地番）  
地目 畑、 面積 563 m<sup>2</sup>です。  
権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 花（菊）です。  
期間は、令和 8 年 2 月 10 日から令和 13 年 2 月 9 日までの 5 年間です。  
平成 22 年から借り入れており、今回 4 回目の更新となります。  
土地の所在を説明します。5 ページをご覧ください。  
図面上に（施設）がございます。（施設）の南側に位置した、赤で表示してある場所が、  
申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。谷口 勝久 推進委員

推進委員 7番 説明を行います。11 月 17 日に水谷会長、崎山職務代理、坂本委員、事務局 2 名と私の 6 名で現地確認を行いました。これまで相対で借りていた農地を中間管理機構に切り替えて借りるそうです。継続となりますので問題ないと思います。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。5 番 坂本 謙二 農業委員

5 番 谷口推進委員の説明のとおりだと思います。継続となりますので問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えており、異議がないことに決定いたします。  
続いて、4件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、4件目です。6ページをご覧ください。  
整理番号 20  
農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町岡郷 (地番)  
農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、  
(氏名) 長与町斎藤郷 (地番)  
権利対象の土地は、  
所在 斎藤郷 (地番)  
地目 田、 面積 2,003 m<sup>2</sup>です。  
権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 水稻です。  
期間は、令和8年2月10日から令和13年2月9日までの5年間です。  
平成18年から借り入れており、今回4回目の更新となります。  
土地の所在を説明します。7ページをご覧ください。  
図面中央に(施設)がございます。(施設)の東側に位置した、赤で表示してある場所が、  
申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。谷口 勝久 推進委員

推進委員 7番 説明を行います。11月17日に水谷会長、崎山職務代理、坂本委員、事務局2名と私の6名で現地確認を行いました。(使用貸人)の田を(使用借人)が相対で借りていたものを中間管理機構に切り替えて借りるそうです。これも継続という事で問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。5番 坂本 謙二 農業委員

5番 谷口推進委員の説明のとおりでございます(使用借人)は88歳で5年借りれば93歳になりますが、実際は、息子さんたちが主体となって作業をしているので特に問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。  
続いて、5件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、5件目です。8ページをご覧ください。

整理番号 21

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斎藤郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斎藤郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 田、面積 1,327 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は賃貸借です。年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。

具体的な作物名は 水稻です。

期間は、令和8年2月10日から令和11年2月9日までの3年間です。

平成23年から借り入れており、今回5回目の更新となります。

土地の所在を説明します。9ページをご覧ください。

図面の左下側に(施設)がございます。(施設)の北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。谷口 勝久 推進委員

推進委員  
7番

説明を行います。11月17日に水谷会長、崎山職務代理、坂本委員、事務局2名と私の6名で現地確認を行いました。(賃貸人)の田を(賃借人)が相対で借りていたものを中間管理

機構に切り替えて借りるそうです。これも継続という事で問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。5番 坂本 謙二 農業委員

5番 谷口推進委員の説明のとおりだと思います。（賃借人）は、この周辺にも田を所有しており、平面的に集積をしていますので作業もしやすいと思います。継続という事で特に問題ないと思います。以上です

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。  
続いて、6件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、6件目です。10ページをご覧ください。

整理番号 22

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 平木場郷 (地番)

地目 畑、面積 3,756 m<sup>2</sup>以下 2筆。2筆合計 8,430 m<sup>2</sup> です。

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は みかん です。

期間は、令和8年2月10日から令和18年2月9日までの10年間です。

平成28年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。11ページをご覧ください。

図面左側に（施設）がございます。（施設）の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。尾崎 明光 推進委員

推進委員 11月17日午前11時20分から現地確認を行いました。これまで相対での契約でしたが、今回新たに中間管理機構に切り替えるとの事でした。現地は、草払い等もしっかりとされていましたが、みかんの植栽については、若干少なくて、できればもうちょっと植えていただければと思います。また、（地番）の方では、傾斜が急な部分について一部山林化の一歩手前位になっていますが、管理がしやすいところをきちんと管理されていたので問題ないかと思っています。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。12番 山中 庄八郎 農業委員

12番 尾崎推進委員の説明のとおり現地確認を行いました。（使用借入）は、現在70歳位ですが、真面目な農業者でありますので問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 （挙手を確認 議長に報告）

議長 挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。  
続いて、7件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、7件目です。12ページをご覧ください。

整理番号 23

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(事業所) 長崎市 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷 (地番)

地目 畑、面積 3,713 m<sup>2</sup>以下 2 筆。2 筆合計 3,858 m<sup>2</sup> です。

権利の種類は賃貸借です。年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは、〇〇円となります。

具体的な作物名は、みかん です。

期間は、令和 8 年 2 月 10 日から令和 18 年 2 月 9 日までの 10 年間です。

当該農地はこれまで、別の方が借り受けて耕作をしていましたが、今回、新規就農者である〇〇さんのトレーニングファーム用地として新規で借り受けます。

土地の所在を説明します。11 ページをご覧ください。

図面右側に (施設) がございます。(施設) の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。山本 洋祐 推進委員

推進委員  
1 番

11 月 17 日午前 11 時 40 分頃から会長、崎山職務代理、柿本委員、池田八千代委員、事務局 2 名と私の 7 名で現地確認を行いました。現地は (施設) のバス停から少し上がったところにあります。この現地のみかん園は、割と緩やかなスロープになっておりました。園地の周りも整備されていて農機具等も入りやすい場所ありました。これまでも、きちんと管理されておりましたので、トレーニングファームとして利用していく上において支障はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。10 番 柿本 透 農業委員

10 番

池田委員の説明のとおり 11 月 17 日に現地確認を行いました。現地については、これまでも適正に管理されており、みかんの木もまだ若い木で、作業がやりやすい園地になっています。〇〇さんのトレーニングファームとして最適じゃないか思っております。

今後、〇〇さんがちゃんとした管理を行っていくように、(事業所) も指導をしていくと思われますので支障はないと思います。以上です。

議長	説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。尾崎 勝文推進委員
推進委員 8番	賃料は、(事業所) がずっと払い続けるのですか。本人が払うわけではないのですか。
事務局	まずは、(事業所) が支払いを行います。その後○○さんへ移行していく訳ですが、その際には○○さんが支払いを行うという事になります。以上です。
議長	<p>新しい言葉で「トレーニングファーム」が出てきましたから、ちょっと説明をしますけども、(事業所) が、指導をしてから新規就農者に農地を渡して行くまで、大体 3 年間を計画しております。最初はまず (事業所) が中心になって技術指導をしていき、そして 2 年目からは、ある程度借主が中心になって栽培を行って行きます。そして、3 年目からはですね、本人の責任の下に、肥培管理から収穫までをやっていくというこの 3 年間のステップが、トレーニングファームのステップになっているみたいです。</p> <p>ですから、もう 3 年以降になると完全に、貸し借りの権利が変わってくるという事になります。この切り替えが早くなるか遅くなるかは、その本人次第ということになると思います</p>
ご意見・質問はありませんか。山口 多美子 委員	
11番	今のお話では、3 年のトレーニングファームという事ですが、今回の契約で、期間を 10 年というのは、(事業所) が 10 年借りるという事ではないですか。
事務局	(事業所) が 10 年間借り受けるという契約ですが、先ほど説明があったとおり、どこかの段階で○○さんに権利移転をすることになります。そこまで含めての 10 年という期間になっています。
議長	ちょっとここは確認します。ひょっとしたら委員がおっしゃるとおり、トレーニングファームとして、ずっと (事業所) が利用するという可能性もありますね。今、(地名) でもトレーニングファームをやっておりまして、その農地の全部を新規就農者が引き継ぐ事になっていることから説明をいたしましたが、○○さんは来年の 6 月には自立をするという事を聞いていまして、この辺の期間設定については、ちょっとやぶさかではないので、今回は (事業所) の期間設定である 10 年を審議して行こうと思います。他にありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。

これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。

1 件目です。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出です。200 m<sup>2</sup>未満の広さでの農業用施設への転用の届出となります。

報告事項の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.4をご参照ください。

現況写真と利用計画図なっておりますのでご参照ください。

1. 当事者の氏名・住所

(氏名) 長崎市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は

斎藤郷 (地番) 面積 60.14 m<sup>2</sup> 登記地目 畑と、斎藤郷 (地番) 面積 76 m<sup>2</sup> 登記地目は田の2筆。2筆合計 136.14 m<sup>2</sup>です。

3. 転用計画

農作業用道路、作業場として使用します。

4. 申 請 日 令和7年11月14日

5. 専決処分の日 令和7年11月17日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年11月25日 長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

この件は、先ほどの4条の許可申請に係る部分があって、その周辺の部分については道路と作業場にするという事でしょうが、何かちょっと曖昧で、理解できますか。事務局から何

かありますか。

事務局

もともと 4 条の許可申請にあがつた（地番）の農地とその隣の（地番）については、同じ一筆であったのですが、ここを全部に家を建ててしまうと、奥の（地番）、ここも（申請者）の畠ですが、そこに行く道が潰れてしまうという事で、分筆して（地番）と（地番）の一部を農業用の道路にしますという事です。その面積が 200 m<sup>2</sup>を下まわっているので転用の許可はいりませんという事です。

議長

ほかにお尋ねしたいことはありますか

(お尋ねなし)

議長

続いて、2 件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出です。

2 件目・3 件目は、高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になりますのでまとめて報告いたします。

それでは、2 件目です。報告事項の 2 ページをお開きください。

資料につきましては No.5 をご覧ください。

1 枚目が街区案内図、2 枚目が現況写真と仮換地指定図です。

売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 長与町吉無田郷 (地番)

譲渡人は、(法人名) 東京都世田谷区 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は 2 筆で、登記地目は、田です。

高田郷 (地番)、面積 85 m<sup>2</sup> 以下 2 筆。2 筆合計 108 m<sup>2</sup>です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、(街区番号)、面積 135 m<sup>2</sup>です。

3. 申 請 日 令和 7 年 10 月 27 日

4. 専決処分の日 令和 7 年 10 月 29 日

続きまして 3 件目です次のページをお開きください。

資料につきましては No.5 をご覧ください。

1 枚目が街区案内図と 3 枚目が現況写真と仮換地指定図です。

贈与による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、(氏名) 長崎市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は、畠です。

高田郷 (地番)、面積 462 m<sup>2</sup>です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり (街区番号)、面積 184 m<sup>2</sup>です。

3. 申請日 令和7年11月19日

4. 専決処分の日 令和7年11月20日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年11月25日 長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

議長

以上で、報告事項を終わります。これから、行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

事務局

(令和7年11月行事報告)

議長

最後に、12月の日程について事務局からお願ひします。

事務局

12月の日程ですが、総会を23日(火)の9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。